次に掲げる政令の規定中「第十七条第三項及び第四項」を「第十七条の二第一項及び第二項」に改める。

一　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第十七条第三項

二　大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第四十一条第三項

附　則

この政令は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万五千六百円」を「四万五千八百円」に改める。

第二十三条の表の下欄中「三万六千二百円」を「三万六千五百円」に、「三万四千二百円」を「三万四千五百円」に、「二万五千百円」を「二万五千三百円」に、「二万三千三百円」を「二万三千五百円」に改める。

第二十四条中「六十四万五千円」を「六十五万八千円」に改める。

第三十四条第一号中「五十五円三十銭」を「五十二円九十二銭」に改める。

別表第五の下欄中「千八百七円五十四銭」を「千七百五十円六十三銭」に、「千二百二十二円七十五銭」を「千百八十四円二十五銭」に、「千百十六円四十二銭」を「千八十一円二十七銭」に、「千六十三円二十六銭」を「千二十九円七十八銭」に、「七百九十七円四十五銭」を「七百七十二円三十四銭」に、「百十八円十四銭」を「百十四円四十二銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び平成二十七年度以前の分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三